

3 税金

◎村税・・・税務会計課 ☎ 42-2111

税務徴収班内線 223・232・233

● 税の種類

税金の種類	納税義務者	備 考	お問合せ先
個人村民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在、村内に住所がある方で、前年中に所得があった方 ・ 1月1日現在、村内に事務所、事業所があるか家屋敷を所有する方で、村内に住所がない方 	<p>税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出するので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。但し、給与収入のみで年末調整をした方や、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。</p> <p>給与から税金を差し引かれる方は、毎年6月から翌年5月まで12回に分けて月々の給与から差し引かれます。それ以外の方の納期は、6月、8月、10月、1月の4回です。</p>	税務会計課 ・ 税務徴収班
法人村民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内に事業所、事務所を所有する法人など 	<p>事業年度終了から2か月以内に申告書を提出し、納税してください。</p>	
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在、村内に土地、家屋、償却資産（事業用）を所有している方 	<p>4月1日から4月30日まで、所有者は土地・家屋価格等縦覧帳簿を無料で縦覧できます。事業用償却資産の所有者は、毎年1月31日までに申告してください。納期は4月、7月、12月、2月の4回です。</p>	
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車を所有する方 	<p>身体に障害のある方などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は、申請により免除する制度があります。</p>	
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内に住んでいて、国民健康保険に加入している世帯の世帯主 	<p>加入、脱退などの異動があった場合は、必ず届出をしてください。納期は8回（7月～2月）です。</p>	

◆納期の末日が土、日、祝日の場合は、その次の平日が納期限となります。（各税共通）

● 納付場所

村税は次の納付場所でお支払いください。

- ・ 岩手銀行（本・各支店）
- ・ 新岩手農業協同組合（本所・各支所）
- ・ 盛岡信用金庫（本店・各支店）
- ・ 九戸村役場（本庁・戸田支所・江刺家支所）

※ お近くに支払いできる金融機関がない場合は、郵便局で支払いできる「振込取扱票用紙」を送付しますので、税務会計課までご連絡ください。

※ 納付書を紛失されたときは、再発行しますので、お早めにご連絡ください。

※ 国民年金や国税、県税、他市町村の税金等はお取り扱いできません。

◎村税についての証明・・・税務会計課 ☎ 42-2111 税務徴収班内線 223・232・233

所得証明、納税証明、固定資産評価証明などを必要とする場合には、印鑑を持参して申請してください。

証明書等の種類	手数料(1通につき)	請求に必要なもの	問い合わせ先
村民税関係 所得(課税)証明書 扶養証明書 営業証明書	300円 (1人1年度につき 1件)	窓口に来る方の印鑑 ※同一世帯以外の方が申請 する場合は、本人が押印し た委任状が必要です。	税務会計課 ・税務徴収班
固定資産税関係 評価証明書 公課証明書	300円	窓口に来る方の印鑑 ※所有者以外の方が申請す る場合は、本人が押印し た委任状が必要です。	
住宅用家屋証明書	1,300円		
納税関係 納税証明書	300円 (1人1年度につき 1件)	窓口に来る方の印鑑 ※同一世帯以外の方が申請 する場合は、本人が押印し た委任状が必要です。	

◆上記証明は、郵便でも請求することができます。便箋に必要事項を記入し、請求通数分の定額小為替、請求者の住所、氏名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

◎便利な口座振替納税・・・税務会計課 ☎ 42-2111 税務徴収班内線 223・232・233

口座振替納税は、金融機関に一度申し込むと金融機関が自動的に口座から納期限の日に振替します。納付のたびに窓口に行く手間が省け、納め忘れの心配もなく便利です。

●ご利用できる金融機関

・岩手銀行 (☎42-2121) ・新岩手農業協同組合 (☎42-3111)

・盛岡信用金庫 (☎42-2141) ・郵便局

●申込手続き

預貯金通帳、預貯金届出印、村税口座振替依頼書、希望する税金の納付書などを持参のうえ、上記金融機関でお申し込みください。(振替開始は、届出日の翌月以降到来する納期からとなります)

◎村税の減免・・・税務会計課 ☎ 42-2111 税務徴収班内線 223・232・233

不慮の事故、病気などの特別な事情により納税が困難な方には、その状況に応じて村税が減免されます。次のような場合は、税務会計課税務徴収班にご相談ください。

税目	納税困難事由等
村民税・国民健康保険税	(1) 災害を受けた場合 (2) 生活扶助を受けた場合 (3) その他特別な事情がある方
固定資産税	(1) 災害などのために、家屋に損害を受けた場合や地形が変わった場合 (2) 生活扶助を受けた場合 (3) その他特別な事情がある方
軽自動車税	(1) 障害者が使用または障害者のために使用する場合(身体障害者手帳及び運転免許証等の提示が必要) (2) その他特別な事情がある方